

CSRD（EU 企業サステナビリティ報告指令）への日本企業の対応ポイント及び最新動向 ー CSRD 初期対応を踏まえた実装に向けての検討ー

小山田和代・山本麻紗子

1. はじめに

EU 域内では CSRD（Corporate Sustainability Reporting Directive）に基づいた企業の新たなサステナビリティ開示が 2024 年 1 月より開始された。CSRD 開示の基準となる ESRS（European Sustainability Reporting Standards）は、これまでのデファクトスタンダードであった TCFD 提言のみならず、新たなグローバルスタンダードとなるであろう ISSB 基準よりも開示要求水準が高くなっている。本稿では、CSRD 及び ESRS そして 2024 年 12 月に公表された非 EU 企業向け基準（the ESRS for Non-EU Groups（‘NESRS’））の初期案を踏まえつつ、特に気候変動を中心に、開示要件の要となるいくつかの開示要求項目と日本企業の対応ポイントについて解説する。

2. CSRD の適用時期と日本企業のサステナ開示を取り巻く状況

EU に子会社があり、CSRD 適用対象となる多くの日本企業は既にご存知かと思うが、CSRD は 2024 年 1 月 1 日より適用され、企業規模別に徐々に適用範囲が拡大されていくことになっている。

多くの日本企業にかかわる適用時期は 2 つである。1 つ目は、2025 年 1 月以降からの適用開始であり、EU 域内の子会社あるいは欧州をとりまとめる子会社が連結で「大規模企業」、あるいは「大規模グループ会社」に該当し、純資産残高 2500 万€、純売上高 5000 万€、年間平均従業員 250 人、という 3 つの基準のうち、いずれか 2 つの基準を超える場合である¹。この場合、EU 域内にある子会社に報告義務が課され、現在既に採択されている横断的基準及びトピック基準に従い、開示を行う必要がある。

2 つ目は、2028 年 1 月以降からの適用開始で、EU 域内に子会社、あるいは支店を有しており第三国に親会社がある事業者（以下、非 EU 企業と言う）で EU 域内での、純資産残高が 1 億 5000 万€を超えるなどの一定の要件を満たす場合、グループ連結での報告義務が課されるものである。この 2028 年適用は 2026 年 6 月までに決定される非 EU 企業向けのサステナビリティ報告基準（NESRS 基準）に従い開示を行うこととなる²。

このように、EU 域内においても、日本企業は 2 回の適用タイミングと 2 種類の開示基準

¹ なお、EU 域内に複数の CSRD 対象となる会社がある場合、2030 年までの経過措置として、第 48i 条にて、EU 域内で CSRD の対象となる会社をまとめ、みなし連結（第 29a 条）で対応することも認められている。

² なお、この基準の公開時期は当初の予定よりも遅延しているが、現時点で適用のタイミング自体に変更はない。

に従うことになるが、この期間は日本におけるサステナビリティ開示の強制適用が開始される時期も重なる。ISSBに基づく日本版の開示基準（SSBJ 基準）は、2027 年 3 月期から強制適用が順次開始するとも言われており³、CSRD 対象の企業は、子会社レベルで ESRS に備えつつ、日本で SSBJ 基準にも備え、その後、グループレベルでの非 EU 企業向け ESRS の開示準備を進めるという段取りになる。かなりのハードスケジュールと言える。

ここで気を付けたいのは、子会社対応（ESRS 基準対応）を実施した上で、グループレベルの対応（NESRS 基準対応）を行うことが、必ずしも適切とは言い切れないという点である。というのも、冒頭に述べた通り、ESRS の開示要求水準は高く、子会社での開示の次にグループレベルでの開示を行うと、子会社と親会社との間で内容に齟齬が生まれる可能性があるためだ。投資家やステークホルダー対応を考慮するにあたっては、ここはぜひケアしておきたいポイントだ。こうした齟齬を避けるには、域外企業向け基準の公表を待たずにグループレベルでの開示対応戦略の検討に着手することも必要となるだろう。

グループレベルでの開示対応戦略の検討のためには、求められる開示内容を把握しなければならない。そこで本稿では、次の第 3 章で、CSRD の実施規則である ESRS の全体的な構成と現在公開されているセクター横断的基準の概要を紹介し、続く第 4 章では、開示トピックの中でも特に重要性が高い ESRS E1（気候変動）に焦点を当て、何がポイントになるのか、どの点にケアが必要か、を詳細に解説していくことにしたい。

3. ESRS—CSRD の実施規則—

3.1. ESRS のテーマと開示要求項目

CSRD の実施規則である ESRS について、まずはその構成から見ていこう。ESRS は、全般的な情報である横断的基準とトピック基準から構成される（図表 1）。横断的基準は全般的要件を定める ESRS1、全般的開示を定める ESRS2 に分かれる。なお ESRS1 は ESRS の考え方を整理したものであり、開示対象ではない。トピック基準は、さらに環境 5 トピック（E1～E5）、社会 4 トピック（S1～S4）、ガバナンス 1 トピック（G1）に分かれる。企業は、横断的基準とトピック基準それぞれに規定された開示要件（DR: Disclosure Requirement）に沿って開示を行う。

なお、DR は合計 82 項目あるものの、すべてについて開示が求められているわけではない。マテリアリティ評価の結果、重要性があると評価した場合に開示が必要となる。ただし、横断的基準やタクソミー規則に関する開示情報は開示が必須⁴であり、E1（気候変動）関連の DR も開示が強く要求されている。このうち、E1 のポイントについては第 4 章で詳説

³ 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第 2 回）議事録より。

⁴ CSRD で大企業とされる企業は 2026 年から（2025 年度以降分～）、上場中小企業は 2027 年から（2026 年度以降分～、ただし 2 年間は報告免除が利用可能）報告が必要。なお、EC において CSRD、CSDDD、EU タクソミーのトライアングルについて簡素化の検討（“オムニバス法案”）を 2025 年 2 月 26 日に公表予定。

する。なお、タクソノミー規則に基づく情報⁵は、EU の企業に法的な作成義務のあるマネジメントレポートの環境（E）パートに含まれるが、トピック基準への対応とは別に、EUタクソノミーと整合した開示の対応をする必要がある。

図表 1：ESRS の基準構成と開示要求度

種類	No	基準案タイトル	開示要求度	ESRS1は考え方を示しており、開示項目ではない
①横断的基準	ESRS 1	全般的要件	—	
	ESRS 2	全般的開示	開示必須	
②トピック基準	E1	気候変動	開示が強く要求	
	E2	汚染	マテリアリティ分析による	
	E3	水資源と海洋資源	マテリアリティ分析による	
	E4	生物多様性と生態系	マテリアリティ分析による	
	E5	資源利用と循環型経済	マテリアリティ分析による	
	S1	自社労働力	マテリアリティ分析による	
	S2	バリューチェーンにおける労働者	マテリアリティ分析による	
	S3	影響を受ける地域社会	マテリアリティ分析による	
	S4	消費者とエンドユーザー	マテリアリティ分析による	
	G1	企業行動	マテリアリティ分析による	

出所：持続可能性報告基準に関する欧州規則（2023/2772/EU）よりみずほリサーチ&テクノロジーズが作成

3.2. 経過措置

ESRS が対象とする開示要件は非常に多い。そのため開示要件の中には経過措置が設けられているものも少なくない。例えば、従業員数 750 人未満の企業は、初年度は、E1（気候変動）で規定されるスコープ 3 の GHG 排出量および S1（自社労働力）の開示要求事項の報告を省略できる。また最初の 2 年間は、E4（生物多様性と生態系）、S2（バリューチェーンにおける労働者）、S3（影響を受ける地域社会）、S4（消費者とエンドユーザー）についても、報告を省略することが可能だ（図表 2）。

⁵ 売上に占めるタクソノミー適合の製品・サービスの割合、費用（資本的支出および運営費）に占める純売上高、CapEx、OpEx の割合等

図表 2：開示要件の経過措置

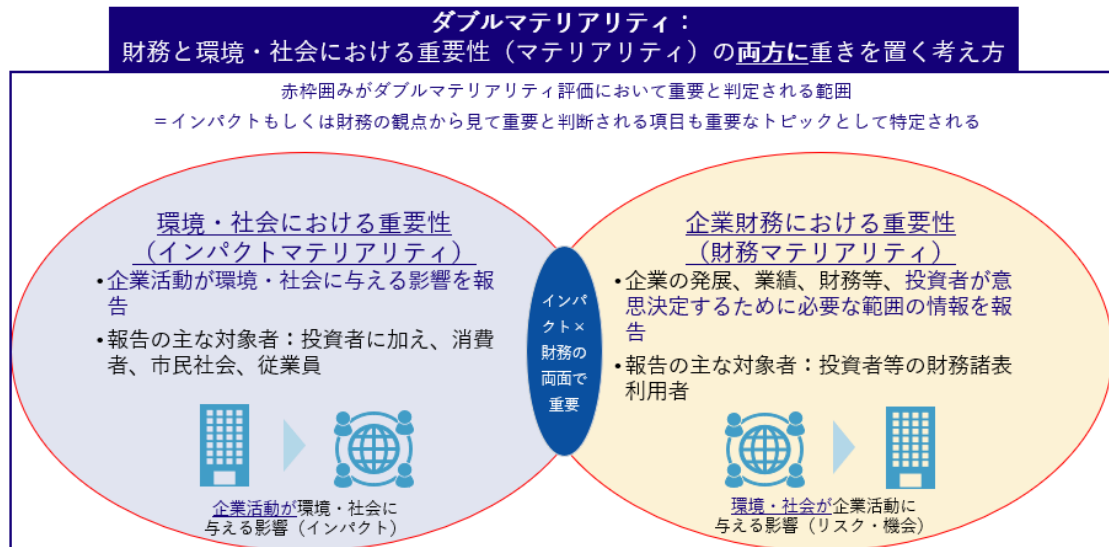
対象企業	開示要件		導入ステップ／発効日（初年度含む）
全企業	ESRS1	比較情報	開示初年度は比較情報の開示を省略可能
	全体	バリューチェーン情報	開示初年度から3年間は、その上流および下流のバリューチェーンに関する必要な情報が全て入手できない場合、入手に費やした労力、必要な情報が入手出来なかった理由、今後情報を入手するための計画を説明しなければならない。 ・方針・行動・目標に関する情報を開示する場合に上流及び下流のバリューチェーン情報を社内で入手可能な情報に限定することが可能 ・指標を開示する場合に上流及び下流のバリューチェーン情報を含める必要はない
	ESRS 2	ESRS 2 SBM-1 戦略、ビジネス・モデル、バリュー・チェーン	ESRSが欧州委員会委任法で指定された適用日から、「重要なESRSセクター別の総収入の内訳」（ESRS 2 SBM-1第40項(b)）および「追加の重要なESRSセクターのリスト」（第40項(c)）で規定された情報を報告しなければならない
	ESRS2,E1,E2,E3,E4,E5	リスク及び機会から予測される財務的影響	開示初年度は、リスク及び機会から予測される財務的影響（ESRS 2.48 (e)、ESRS E1-9、ESRS E2-6、ESRS E3-5、ESRS E4-6、ESRS E5-6）を省略することが可能。事業者は、定量的開示の作成が不可能な場合、報告書作成から3年間は、定性的開示のみを報告することにより、本項を遵守することが可能。
	S1自社労働力	S1-7/S1-8/S1-11/S1-12/S1-13/S1-14/S1-15	開示初年度は、S1-7「自社の労働者における非従業員労働者の特徴」、S1-8「団体交渉の範囲と社会的対話」、S1-11「社会的保護」、S1-12「障害者」、S1-13「研修およびスキル開発の指標」、S1-14「安全衛生の指標」、S1-15「ワークライフバランスの指標」につき、全部または一部の開示要求を省略することが可能
平均従業員数 750 名未満の企業（または連結グループ）	E1気候変動	E1-6 Scope1、2、3の各総量およびGHG総排出量	開示初年度のスコップ3排出量と温室効果ガス総排出量のデータを省略することが可能
	S1自社労働力	すべての開示要件	開示初年度について、ESRS S1の開示要件で規定されている情報を省略することが可能
	E4,S2,S3,S4	すべての開示要件	開示後2年間は、E4生物多様性と生態系、S2バリューチェーン労働者、S3影響を受けるコミュニティ、S4消費者とエンドユーザーの開示要件で規定されている情報を省略することが可能

出所：持続可能性報告基準に関する欧州規則（2023/2772/EU）よりみずほリサーチ&テクノロジーズが作成

3.3. 既存の開示フレームワークとの関係

次に ESRS と既存の開示フレームワークとの関係を確認したい。ESRS は広範な領域を対象とするため、ISSB、GRI、TNFD 等の既存の開示フレームと重複が発生する。企業の負担を軽減するため、相互運用性を確保することで二重報告を回避する調整も進められているものの、相違点も残る。代表例が、各トピックの重要性を評価する「マテリアリティ分析」だ。マテリアリティ分析において、ISSB や TCFD では、環境や社会が企業の財務に与える影響（リスクと機会）のみを考慮する「シングルマテリアリティ」の考え方が採用される。しかし ESRS では、それに加えて自社が環境や社会に与える影響（インパクト）も考慮する「ダブルマテリアリティ」の考え方が前提とされている（図表 3）。ISSB や TCFD に基づいて実施したマテリアリティ分析を CSRD に活用する際には、ESRS の要求と合致しているかを確認することが必要である。場合によっては分析をやり直さなければならない可能性もある。

図表 3：ダブルマテリアリティ評価の概要



出所：EFRAG 実施ガイダンス（EFRAG IG 1 Materiality Assessment, May 2024）よりみずほリサーチ&テクノロジーが作成

なお、CSRD では、具体的な条件は明言されていないが、同質性が確保された場合においては、ESRS を開示基準としなくてもよいとされている。他方で、ISSB と近い内容で検討が進んでいる日本の SSBJ 基準が同質性を確保しているとみなされるかは不透明である。したがって、CSRD においてグループ連結対応が必要となる企業が社内での開示内容を検討する際には、最も広範囲かつ高水準の開示要求項目となっている ESRS を参照して進めていくことになるだろう。

3.4. CSRD を補完する法規則への留意

注意が必要なのは、サステナビリティ報告を作成する際、CSRD や ESRS 本体を参照するだけでは十分ではない点だ。先述した EU タクソノミー規則のように、開示要件に影響を与える可能性のある法規則が存在し、これらに対する留意が必要である。例えば、2024 年 4 月に採択された「人権や環境に関するデューデリジェンス指令（CSDDD）」もその一つである。CSRD では人や環境への影響に関するデューデリジェンス（DD）の適切な実施と開示が大前提とされている。その大前提となる DD に関する具体的なルールを定めているのが CSDDD である。CSRD が求める影響やリスク機会を特定するための DD プロセス、およびその重要性判断のプロセス自体の開示では、CSDDD のルールを参照することが可能だ。なお、CSDDD の対象は、従業員 1000 人以上、売上高 4 億 5000 万ユーロ以上の企業と、CSRD 対象基準よりも範囲が狭いものの、CSDDD 対象企業との取引関係があれば、今後サプライチェーン上での対応を求められる可能性がある。したがって、企業は CSRD と CSDDD の対応を連携させながら進めていくのが無難であろう。

3.5. 非 EU 企業向け基準

続いて、2024 年 12 月 12 日に公開された、非 EU 企業向け基準（NESRS 基準）の案について、内容を確認したい。本案は、現在パブリックコンサルテーション中であり、2025 年 5 月までコメント提出が可能である。法制度化は、2026 年 6 月 30 日までに EC（欧州委員会）が実施するとされている。なお、NESRS が適用される EU 域外の親会社の報告は 2028 会計年度からとなる。また、本基準は初期草案のため、今後内容に変更がある点はご認識いただきたい。

現案によれば、NESRS の構成は、既存の EU 企業向け基準である ESRS のそれを踏襲したものとなりそうだ。ただし、以下に示すように、いくつかの点で大きな変更が提案されている。

① マテリアリティ評価の対象は「インパクト」のみへ

先述した通り、ESRS で提唱されたダブルマテリアリティ評価では、環境や社会が企業の財務に与える影響（リスクと機会）と自社が環境や社会に与える影響（インパクト）の両方を考慮することが求められる。しかし、NESRS では後者のみを評価すればよいことになりそうだ。

この背景には、非 EU 企業の多くが、環境や社会が企業の財務に与える影響（リスクと機会）の評価を済ませているので、NESRS は、まだ済んでいない「インパクト」の評価を求める、という考え方があるようだ。

② 報告範囲は財務諸表と同等

グループ連結の報告を行う主体は EU にある子会社ないし支店となるが、報告の範囲は、グループ連結の財務諸表と同等であることが必要となる。

③ EU タクソノミーへの準拠は EU 事業のみ

グループ連結レベルで EU タクソノミーの準拠は求められない。あくまで EU の事業レベルでのみ EU タクソノミー準拠であることが求められる。

④ 条件次第では代替報告も可能

グループ連結で ESRS 基準にて開示し、保証やその他の要件を満たす場合には、NESRS に基づくサステナビリティレポートの作成が不要となる。この場合には EU 子会社はグループ連結で報告がなされるため、子会社単体の開示が免除される。これは CSRD40 条で定められた項目と合致する。

⑤ NESRS も経過措置を導入

ESRS で設定された経過規定を NESRS でも導入を検討している。

以下で ESRS と NESRS の基準の違いを整理した（図表 4）。

図表 4：ESRS と NESRS の主な違い

比較項目	ESRS	NESRS	備考
対象企業	EU域内企業	第3国に拠点がある親会社	
開示基準	横断基準2、トピック別基準10＝合計12基準		
ダブルマテリアリティ評価	インパクトマテリアリティと財務マテリアリティの両方	インパクトマテリアリティのみ（リスク、機会、レジリエンスは除外）	NESRSに基づく自主的なリスク機会の開示は認めない（リスク機会をESRS対応として開示するならばESRS準拠で記載する） ※NESRSにおいてもESRS同様財務そのものとの繋がりについては
開示範囲	グローバル	グローバル、混合アプローチ、またはESRSのフル適用	混合アプローチとは、グローバル全体のインパクトを対象とし、第三国企業がNESRS開示を行う際に、開示の一部をEU顧客への製品・サービスの販売に関連するインパクトに限定するオプション
バリューチェーン情報	ESRS、NESRSで取り扱い同様		
参照による援用	参照方式（リストでの参照等）可	明確な要件を設定し、場合によっては認める	GRI対照表のようなCSRD対照表を想定
経過規定	一部開示基準、一部企業につき、開示時期の延期が可能	2029年1/1以降に開始する報告期間において会計指令第40a条の適用基準を超える事業者に適用される	
EUタクソノミー	開示が必要	開示不要（基準から削除）	

出所：EFRAG（ESRS for non-EU Groups ED Approval initiation Cover Note, 3 December 2024）よりみずほリサーチ&テクノロジーズが作成

4. ESRS E1（気候変動）のポイント

本章では、ESRSの開示トピックの代表であり、開示が強く求められているESRS E1（気候変動）について詳細に解説していきたい（図表5）。

E1（気候変動）には12の開示要件がある。このうち、既存の開示フレームワークであるISSB基準と比べて要求水準が高く、対応の要となる以下の4つの要件について解説を加える。

- ・「開示要件 E1-1 気候変動緩和のための移行計画」
- ・「開示要件 E1-4 気候変動の緩和と適応に関する目標」
- ・「開示要件 E1-6 スコープ 1、2、3 の各総量及び GHG 総排出量」
- ・「開示要件 E1-9 重要な物理的・移行リスクおよび潜在的な気候関連の機会から予想される財務的影響」

なお、これらは別項目としては分かれているものの、開示要件 E1-6 で E1-4 の内容が触れられていたり、E1-1 は E1-4、E1-9 の内容と密接だったりと相互に関係する。そこで、本章では、この4つの要件の関係性をわかりやすくするため、

- ・ GHG 総排出量に関する開示要件 E1-6、
- ・ 削減目標に関する開示要件 E1-4、
- ・ 重要な物理的・移行リスクおよび潜在的な気候関連の機会から予想される財務的影響に関する開示要件 E1-9、

- ・ 移行計画に関する開示要件 E1-1

の順に詳細に解説し、日本企業の対応ポイントがどこにあるか、どこにケアが必要かを説明していきたい。なお、E1-9 は NESRS では対象外となっている。

図表 5：ESRS E1（気候変動）の開示要件

	開示要件	タイトル
ガバナンス	ESRS 2 GOV-3に関連する開示要件	インセンティブへの持続可能性関連/パフォーマンスの統合
戦略	開示要件E1-1	気候変動緩和のための移行計画
	ESRS 2 SBM-3に関連する開示要件	重要な影響、リスクおよび機会、ならびにそれらと戦略およびビジネスモデルとの相互作用
	ESRS 2 IRO-1に関連する開示要件	重要な気候関連の影響、リスク、機会を特定し評価するプロセスの説明
影響、リスク、 機会の管理	開示要件E1-2	気候変動の緩和と適応に関する方針
	開示要件E1-3	気候変動方針に関連する行動と資源
	開示要件E1-4	気候変動の緩和と適応に関する目標
	開示要件E1-5	エネルギー消費と構成
	開示要件E1-6	Scope1、2、3の各総量およびGHG総排出量
指標と目標	開示要件E1-7	カーボנקレジットを通じ資金提供されたGHG除去及びGHG緩和プロジェクト
	開示要件E1-8	内部炭素価格
	開示要件E1-9	物理的および移行リスクと潜在的な気候関連の機会から予想される財務的影響

出所：持続可能性報告基準に関する欧州規則（2023/2772/EU）よりみずほリサーチ&テクノロジーズが作成

4.1. 開示要件 E1-6 GHG 総排出量

まず、E1（気候変動）の開示の基礎になる GHG 排出量に関する開示要件である E1-6 を取り上げたい。

開示要件 E1-6 では、スコープ 1、2、3 のそれぞれの GHG 総排出量とその合計値の開示が求められている。スコープ 1 では、GHG 排出量の総量に加え、EU-ETS 対象の場合はその排出方法論に従った開示が求められる。スコープ 2 では、マーケット基準及びロケーション基準の両方の GHG 排出量の開示が必要だ。そしてスコープ 3 では、重要なカテゴリ⁶に関するカテゴリ毎の開示及びスコープ 3 総量の開示が求められている。さらに、サプライヤーやバリューチェーンパートナーから入手した一次データを使用して算出した排出量の割合を開示することも求められている。

また、開示のフォーマットが定められている点も大きな特徴である（図表 6）。このフォーマットでは、排出量について基準年度との比較や前年度との比較だけでなく、E1-4 で定める目標と一体での開示、さらには排出削減目標までの年削減率の開示まで求められてお

⁶ 重要なカテゴリとは、推定 GHG 排出量の大きさや、GHG プロトコル「Corporate Value Chain（Scope3）Accounting and Reporting Standard」、または ISO 14064-1:2018 附属書 H.3.2 など規定されている、財務支出、影響力、関連する移行リスクと機会、または利害関係者の見解といった基準に基づき、特定するものとされている。

り、削減目標が十分に野心的であるかが峻別されるフォーマットとなっていると言える。この提示方法の狙いは、企業間の比較容易性の向上だが、企業側の立場から見れば、同業種での横並び比較が容易になることを意味する。

一次データを使用した算出割合の開示や本開示フォーマットでの開示は従来の TCFD や ISSB・SSBJ 草案からは大きく異なるポイントであり、報告書の読み手からの注目度も高くなることが予想されるため、準備を整えておきたいところだ。

なお E1-6 には経過措置がある。貸借対照表日の従業員数が会計年度中の平均従業員数（連結ベース）750 名を超えない事業体またはグループは、報告書作成初年度の Scope 3 排出量と温室効果ガス総排出量のデータを省略することができる。

図表 6：E1-6 GHG 総排出量の開示フォーマット

		過去				マイルストーンと目標年次			
		基準年	基準年と報告年の比較	報告年	対前年度比	2025	2030	(2050)	年率
スコープ1	スコープ1総排出量	Scope1,2及びScope3のうち重要なカテゴリは、この表に従って排出量を開示しなければならない。							
	スコープ1排出量取引分(%)								
スコープ2	ロケーション基準								
	マーケット基準								
スコープ3総排出量									
重要なスコープ3	カテ1								
	カテ2								
	...								
	カテ15								
	総排出量 (ロケーション基準)								
総排出量 (マーケット基準)									

出所：持続可能性報告基準に関する欧州規則（2023/2772/EU）よりみずほリサーチ&テクノロジーズが作成

4.2. 開示要件 E1-4 削減目標

GHG 排出量の要件が分かったところで、次は削減目標である。本稿冒頭で指摘した、子会社レベルで先んじて開示した場合にグループレベル開示との齟齬が生まれてくる可能性があるのは本項目であり、子会社レベルでの開示を予定している場合は、本項で解説する 2030 年目標水準や脱炭素レバー（削減方策）について、親会社と齟齬が生まれる可能性がないかを確認しながら読み進めていただきたい。

まず、事業者が GHG 排出削減目標を設定している場合、絶対量あるいは基準年に対する割合のいずれか、また適切な場合には原単位での開示が求められており、Scope 1、2、3 の個別あるいは合計で目標を開示することができる。また、E1-6 で開示した Scope 1、2、3 の排出量のバウンダリーとの一貫性をどのように確保しているのかについても説明しなければならない。

基準年は、2030 年までのサステナビリティ報告の場合は、既存の目標に現在適用されて

いる基準年か、指令(EU)2022/2464 の第 5 条に規定されている持続可能性報告要件の適用初年度(2024 年、2025 年、2026 年)のいずれかとなり、2030 年以降は 5 年ごとに基準年の更新が求められている。基準値及び基準年の変更は、原則認められておらず、目標や報告バウンダリーに重大な変更が生じた場合のみ認められている。

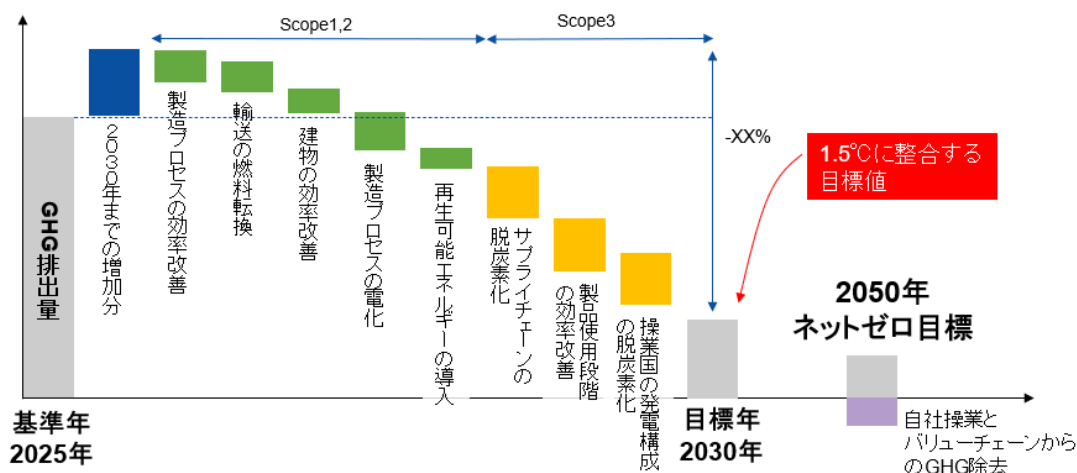
次に目標設定年であるが、GHG 削減目標には少なくとも 2030 年の目標値が必須であり、2030 年以降は 5 年毎の目標値が必要、そして可能であれば 2050 年の目標値を含めるという時間軸の設定の仕方となっている。日本企業の場合、「2050 年の長期目標」と、「2030 年の中間目標」という組み合わせで目標設定を行っている場合が多く、かつ、企業によっては 2030 年から 2050 年に大きく減らそうと考えているところもあると考えられ、そのような企業は欧州企業と比較された時にどのように見られるのかに気を付ける必要がある。

E1-4 では、目標値そのものにさらに細かい規定があり、GHG 削減目標が科学的根拠に基づくもので、地球温暖化を 1.5°C に抑えることと適合しているかどうかを説明する必要がある。これには目標を設定するためにどの枠組みや方法論を用いたのか、前提となる気候・政策シナリオの説明や目標が外部から保証されているか否かも含まれ、説明事項の要求度合いは ISSB・SSBJ 草案よりも非常に多い。

さらにそこから、企業は GHG 排出削減目標の脱炭素レバー(削減方策)とその推定される定量的貢献までも記載しなければならない。

脱炭素レバー(削減方策)の図表化は必須(Shall)ではないが、具体例として、以下の図表 7 と図表 8 に、目標値とそれに向けた脱炭素レバーを組み合わせで提示したケースを挙げる。図表 7 であれば、「製造プロセスの効率改善」や「輸送の燃料転換」などが、図表 8 であれば、「エネルギー効率化と消費量の削減」などが脱炭素レバーに当たる。総量目標しか開示しておらず、脱炭素レバーについて定量的な検討を行ったことがない企業において、本項目は追加的な検討が必須であるし、仮に現在、SBT の認定を取得している企業においても、緩和行動の定量的貢献を試算していない場合は、追加的検討が必要となる箇所なので、ぜひ前もって準備しておきたい項目だ。

図表 7：脱炭素レバーと目標提示の例①



出所：持続可能性報告基準に関する欧州規則（2023/2772/EU）よりみずほリサーチ&テクノロジーズが作成

図表 8：脱炭素レバーと目標提示の例②

	基準年 (例2025年)	2030年 目標	2035年 目標	...	2050年までの 目標
GHG排出量 (ktCO ₂ eq)	100	60	40		
エネルギー効率化と消費量の削減	-	-10	-4		
物質の効率化と消費量の削減	-	-5	-		
燃料転換	-	-2	-		
電化	-	-	-10		
再生可能エネルギーの利用	-	-10	-3		
製品の段階的廃止、代替または変更	-	-8	-		
プロセスの段階的廃止、代替または変更	-	-5	-3		
その他	-	-	-		

出所：持続可能性報告基準に関する欧州規則（2023/2772/EU）よりみずほリサーチ&テクノロジーズが作成

4.3. 開示要件 E1-9 重要な物理的・移行リスクおよび潜在的な気候関連の機会から予想される財務的影響

次に、財務的影響の開示について紹介したい。重要な物理的リスクや移行リスクは、企業に財務的な影響を及ぼす可能性がある。こうした各リスクが、短期・中期・長期にわたり、企業の財務状態や業績、キャッシュフローへどのような影響を及ぼすのかを示すのが、E1-9である。重要な物理的リスクがある資産及び純利益の金額や、重要な移行リスクがある資産、負債及び純利益の金額については、財務諸表とつながりのある開示が求められている。本項目は、開示の初年度は省略することができ、定量的開示の作成が不可能な場合、報告書作成から3年間は定性的な開示のみを報告することで、本項への遵守とみなされる。この

ような経過措置があるものの、ISSB・SSBJ 草案は明示的な定量化を求めていることを踏まえれば、定量化が求められる点は大きな伸長ポイントであり、先行企業等の事例も踏まえながら開示の準備を進めたいところだ。なお、本開示条項は現時点の NESRS（EFRAG 事務局案）では開示が求められていない。

4.4. 開示要件 E1-1 移行計画

これまでの GHG 排出量や削減目標・削減施策の開示を踏まえ、E1（気候変動）の開示の集大成となる E1-1 移行計画に進んでいきたい。「開示要件 E1-1 気候変動緩和のための移行計画」は、削減目標がパリ協定に基づく 1.5℃への抑制とどのように適合するのかの説明を行う項目である。ただし、移行計画を策定していない場合、策定するかどうか、また策定する場合は、その時期の開示だけでも認められている。しかしながら、移行計画は開示の利用主体となる投資家が、将来の事業性評価の素材として活用するための重要な項目であり、可能であれば先んじて対応を進めたい項目の 1 つである。

移行計画の要素としては、E1-4 の GHG 削減目標と 1.5℃抑制との整合性の説明の他に、脱炭素レバーについての説明、また、企業の製品及びサービスポートフォリオの変更や上流・下流のバリューチェーンにおける主要な行動などの開示が求められる。他にも、E1-3 で求められる気候変動緩和行動を踏まえながらの移行計画の実施を支援する企業の資金調達と投資についても、説明と定量情報が求められており、前述した開示要件 1-9 と密接である。また、企業の主要な資産及びスコープ 3 カテゴリ 11「販売した製品の使用」を重要であると特定した場合、製品から生ずる潜在的なロックイン GHG 排出量（資産や製品が原因となり将来排出される可能性がある GHG 排出量）が、移行リスクを引き起こす可能性があるかどうかについての説明も求められる。加えて、移行計画が企業の全体的な事業戦略と財務計画とにどのように組み込まれ、適合しているかの説明も求められており、事業そのもののトランジションが問われている。

本項目における開示は、今後も重要性が極めて高まっていくものと考えられ、また子会社単位で本項目に対応する企業は少ないと考えられるが、子会社単位で対応した場合、親会社との整合性も必須となるポイントである。

5. サステナビリティに向けた舵は変わらない

ここまで、ESRS1、2 及び他規制との関連や経過措置及び非 EU 企業向け基準の草案、そして多くの企業にとって重要性が高い E1（気候変動）を中心に説明してきた。既存の開示フレームワークである TCFD や ISSB と比較して、開示に対する要求水準が高いことがご理解いただけたのではないだろうか。

詳細に解説した、E1-6、E1-4、E1-9、E1-1 については対応の猶予が認められているものもあるが、気候変動で参照する目標は 1.5℃水準とこれまでよりも野心的であり、削減目標では年削減率も提示し、スコープ 3 の開示では、サプライヤーやバリューチェーンパート

ナーから入手した一次データを使用して算出した排出量の割合を開示することも求められており、将来的には財務影響の定量情報も求められる。このように細かく **ESRS E1**（気候変動）の開示要求項目や他のトピックの基準を見ていくと、「この情報開示フレームワークを用いることで、企業のサステナビリティに向けた変革を強く促す」という意志を感じる。

最近、**CSRD** については企業側の負担の大きさから、フランス、ドイツ等から規制の簡素化、適用範囲の縮小、適用延期を求める声も出ており、関連規則の大幅修正がどこまで認められるか、2月26日提出予定のオムニバス法案の内容が注目されている。とはいえ、非 EU 企業向け基準である **NESRS**（**EFRAG** 事務局案）も現時点では **ESRS** 基準と比べて大幅に緩和されたものではなく、また、2024年12月に再任されたフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長も欧州グリーン・ディールを維持する姿勢は示しており、欧州の動向に注視は必要だが、企業経営をサステナビリティに向かわせる舵が大きく変わるものではないと想定される。

このフレームワークに準拠していくためには、**ESRS** が何を求めているのかという基礎知識に加えて、各開示要件に対応するための専門的な知識が必要となる。また、適用となる企業の社内においては、既存のサステナビリティ関連部署だけでは対応が難しく、他部署との連携や新規組織の立ち上げなども必要となり、企業担当者の負担は膨大になることが予想される。適用対象となっている企業担当者様においては、対応の全体感や対応すべきことのポイントを押さえた上で、**TCFD** 対応より大幅に伸長が必要な開示要求項目については早めに検討を開始するなど、検討ステップに工夫をいただく必要があるだろう。